明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕

○外国人漁業の規制に関する法律施行規則及び排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（**農林水産**四）　一

〔告　示〕

○駆動補助機付自転車の型式認定番号を指定した件（**国家公安委**一）　一
○普通自転車の型式認定番号を指定した件（**同**二）　一
○日本国に帰化を許可する件（**法務**七五）　二
○円借款の供与に関する日本国政府とケニア共和国政府との間の書簡の交換に関する件（**外務**三二）　四
○保安林の指定施業要件を変更する件（**農林水産**二四七～二五一）　五
○品種登録後に名称変更された件（**同**二五二）　六
○出願公表後に品種登録出願が拒絶された件（**同**二五三）　六
○種苗法第十三条第二項の規定に基づき品種登録出願を取り下げた件（**同**二五四）　六
○農業改良資金融通法第九条第四項及び農業経営基盤強化促進法第十四条の九第四項の規定に基づき、農林水産大臣が定める利率を定める件の一部を改正する件（**同**二五五）　六
○登録建築物調査機関の事業所の所在地を変更した件（**国土交通**二〇三）　六
○測量に関する専門の養成施設の登録事項の変更の届出があった件（**同**二〇四）　六
○住宅の品質確保の促進等に関する法律の規定により登録住宅性能評価機関を登録した件（**関東地方整備局**三二）　六

〔国会事項〕　七

〔人事異動〕

法務省　財務省　八

〔叙位・叙勲〕　八

〔公　告〕

諸事項　八

官庁
公認会計士懲戒処分、司法書士懲戒処分、割賦販売法に基づく同法第三十五条の三の六十一の許可を受けた者の営業廃止、割賦販売法及び割賦販売法施行令に基づく債権の申出、建設業の許可の取消処分関係　九

裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、再生関係　三

地方公共団体
教育職員免許状失効関係　三

会社その他

省令

○農林水産省令第四号

外国人漁業の規制に関する法律（昭和四十二年法律第六十号）第六条の二第一項及び排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律（平成八年法律第七十六号）第十五条の二第一項の規定を実施するため、外国人漁業の規制に関する法律施行規則及び排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年二月四日　農林水産大臣　西川　公也

外国人漁業の規制に関する法律施行規則及び排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

（外国人漁業の規制に関する法律施行規則の一部改正）

第一条　外国人漁業の規制に関する法律施行規則（昭和四十二年農林省令第五十号）の一部を次のように改正する。

第四条の次に次の一条を加える。

（停船命令）

第五条　漁業監督官は、法第六条の二第一項の規定による検査又は質問をするため必要があるときは、漁業、水産動植物の採捕、採捕準備行為又は探査に係る船舶の船長、船長の職務を行う者又は操業を指揮する者に対し、停船を命ずることができる。

2　前項の停船命令は、同項の検査又は質問をする旨を告げ又は表示し、かつ、国際海事機関が採択した国際信号書に規定する次に掲げる信号を用いて行うものとする。

一　信号旗Lを掲げる。

二　サイレン、汽笛その他の音響信号によりLの信号（短音一回、長音一回、短音二回）を約七秒の間隔を置いて連続して行う。

三　投光器によりLの信号（短光一回、長光一回、短光二回）を約七秒の間隔を置いて連続して行う。

3　前項において、「長音」又は「長光」とは、約三秒間継続する吹鳴又は投光をいい、「短音」又は「短光」とは、約一秒間継続する吹鳴又は投光をいう。

（排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律施行規則の一部改正）

第二条　排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律施行規則（平成八年農林水産省令第三十三号）の一部を次のように改正する。

第十四条第一項中「漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第七十四条第一項の」を削り、「外国人が排他的経済水域において行う漁業、水産動植物の採捕又は探査に関し同条第三項」を「法第十五条の二第一項」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

告示

○国家公安委員会告示第一号

道路交通法施行規則（昭和三十五年総理府令第六十号）第三十九条の三第三項において準用する同令第三十九条の二第五項の規定により平成二十七年一月十五日付けをもって次のとおり型式認定番号を指定したので、原動機を用いる歩行補助車等の型式認定の手続等に関する規則（平成四年国家公安委員会規則第十九号）第十条の規定に基づき、告示する。

平成二十七年二月四日　国家公安委員会委員長　小川惠里子